

留学生住宅総合補償の活用手順のご案内

● 5. 申込み方法

民間アパート等へ入居するため、連帯保証人が必要となったとき、次の手順によりお申込みください。

●例) 不動産屋さん訪問から入居まで

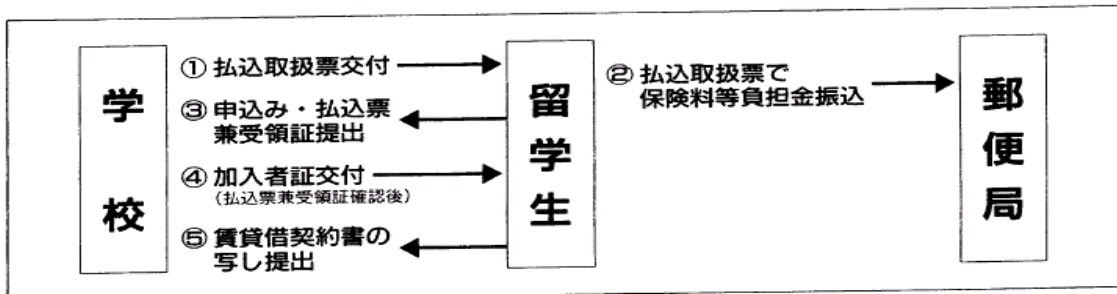
1 不動産屋さん等で物件内定
(通常不動産屋さんから契約時に保証人と保険加入が必要と言われます。)



2 学校の留学生担当窓口へ相談
(制度加入の方法等について問い合わせください。)



3 申込手続
(①～④の順に申込手続を行う。)



《払込取扱票記入例》見本

00 東京		払込取扱票	
0000000000		金額 \$14000	
助内外学生センター		例全	
住所(Address) 〒7187003 新橋区上落合 1-17-1		加入者氏名 A 1.58071149 14.00071245	
氏名(Name) Jack Smith		加入者印 A 1.58071149 14.00071245	
電話番号(Tel. No.) 03-3951-9106		加入者印 A 1.58071149 14.00071245	
大学名(University) 内外 大学		加入者印 A 1.58071149 14.00071245	

※氏名・学校名が未記入の場合、加入ができない場合があります。必ず、ご記入ください。
※学校名については、留学生ご担当者が予めご記入の上お渡しください。



4

連帯保証人へ依頼

- (①保証人へ加入者証(保証人用控)を渡し、留学生住宅総合補償に加入していることを連絡する。)
- (②賃貸借契約書に署名・捺印を貰う)

《保証人用加入者証控》見本

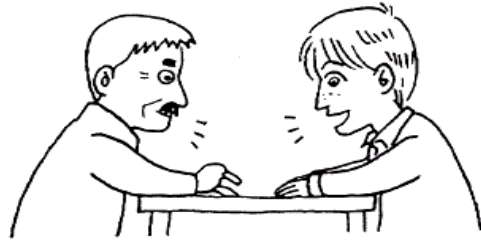
～保証人安心サイン～ **保証人用控**
 留学生住宅総合補償加入者証
 下記については、学校又は留学生が記入する。
 *Aコース、Bコースは、賃貸借契約締結時に記入して下さい。

氏名 **Jack Smith**
 学校名 **内外大学** 保証人名 **安心太郎**
 学部・学科 **経済学部** 学籍番号 **E12345**
 補償期間 (加入者証発行の日又は賃貸借契約締結の日、入学日、入学日から)
2002. 4. 1 ~ 2004. 4. 1

補償内容	全学	全学+2学期	全学+3学期	補償対象
火災・盗難	20万円補償	20万円補償	20万円補償	留学生
個人賠償	1,000万円補償	1,000万円補償	1,000万円補償	留学生
自動車賠償	10万円補償	10万円補償	10万円補償	留学生
保証人賠償	30万円補償	30万円補償	30万円補償	保証人
保険料等負担金	7,500円	7,500円	7,500円	

学校担当専任課長
 専任課長(印)

※この書、保証書による補償を受けるには、学校の規定通り、保証書に必要事項を記入し、保証書の交付を受けた日から、保証期間内に、保証金の請求を行います。また、学校の補償範囲については、必ず学校の補償範囲について必ずご確認ください。
 上記の保険料等負担金の内外学生センターへの渡込みを継続致しました。事故の際に必要となりますので大切に保管下さい。
 *学校が保険料等負担金を負担し、かつ、1年間の補償の予定である保証金のうち、学校が学生センターへ渡込みの日となります。



5

不動産屋さん等で契約

(加入者証を提示し不動産屋さんで案内される保険には既に参加済であることを知らせる。)

《留学生用加入者証》見本

～保証人安心サイン～ **学生用**
 留学生住宅総合補償加入者証
 下記については、学校又は留学生が記入する。
 *Aコース、Bコースは、賃貸借契約締結時に記入して下さい。

氏名 **Jack Smith**
 学校名 **内外大学** 保証人名 **安心太郎**
 学部・学科 **経済学部** 学籍番号 **E12345**
 補償期間 (加入者証発行の日又は賃貸借契約締結の日、入学日、入学日から)
2002. 4. 1 ~ 2004. 4. 1

補償内容	全学	全学+2学期	全学+3学期	補償対象
火災・盗難	20万円補償	20万円補償	20万円補償	留学生
個人賠償	1,000万円補償	1,000万円補償	1,000万円補償	留学生
自動車賠償	10万円補償	10万円補償	10万円補償	留学生
保証人賠償	30万円補償	30万円補償	30万円補償	保証人
保険料等負担金	7,500円	7,500円	7,500円	

学校担当専任課長
 専任課長(印)

※この書、保証書による補償を受けるには、学校の規定通り、保証書に必要事項を記入し、保証書の交付を受けた日から、保証期間内に、保証金の請求を行います。また、学校の補償範囲については、必ず学校の補償範囲について必ずご確認ください。
 上記の保険料等負担金の内外学生センターへの渡込みを継続致しました。事故の際に必要となりますので大切に保管下さい。
 *学校が保険料等負担金を負担し、かつ、1年間の補償の予定である保証金のうち、学校が学生センターへ渡込みの日となります。



6

学校の留学生担当窓口へ「賃貸借契約書の写し」を提出

7

入居

(学校生活開始)

※住居の賃貸借契約の解約や転居、保証人の変更があった場合は、必ず学校の留学生担当窓口へお知らせください。

8

学校の留学生ご担当者が、「留学生住宅総合補償加入者名簿」を内外学生センター担当支部へ提出